

商工会・商店街等活性化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商工会・商店街等のイメージアップや競争力強化、商業地域の賑わいを創出する者に対し、当該事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、商工会・商店街等の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街等」とは、その主たる事務所を市内に有する商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合（共同店舗において30店舗以上の小売、サービス業を営む者によって構成されたものに限る）及び商店街振興組合連合会に加盟している商店会をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は次に掲げる事業とする。

- (1) 調査・イベント事業等
- (2) 商店街等が行う軽微な環境整備事業

(補助対象団体)

第4条 補助対象となる団体は次に掲げる団体とする。

- (1) 商店街等
 - (2) 商店街等が中心となり事実上運営する実行委員会
 - (3) その他市長が適当と認める組織
- 2 前条第1項第1号に規定する事業については、次に掲げる団体を補助対象団体に加える。
- (1) 商工会
 - (2) 商工会が中心となり事実上運営する実行委員会

(補助対象経費)

第5条 第3条第1項第1号に規定する事業の補助対象経費は、必要と認められる経費とする。
ただし、設備費、備品購入費、食糧費、海外視察旅費は対象としない。

2 第3条第1項第2号に規定する事業の補助対象経費は、必要と認められる経費とする。
ただし、備品購入費、食糧費、海外視察旅費は対象としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象事業の実施により収入が生じる場合又は他の補助金等が給付される場合には、当該収入又は給付される補助金等を控除した額。以下同じ。）の2分の1以内で、20万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、商店街振興組合連合会が補助対象事業を行う場合の補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で50万円を限度とする。

(交付の制限)

第7条 補助事業者が同一年度内に補助金の交付を受けることができる回数は、第3条各号につき1回とする。

2 商店街振興組合連合会が同一年度内に補助金の交付を受けることができる金額の合計は、50万円を限度とする。

(申請者の募集)

第8条 市長は、別に期間を定めて補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）を募集するものとする。

(補助金の交付の申請及び決定)

第9条 申請者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 商工会・商店街等活性化支援事業補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業実施計画書（様式1-1）
- (3) 事業予算書（様式1-2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の規定により申請があった場合、内容を審査し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定書により、申請者に通知する。

(補助事業実績報告書)

第10条 補助金の交付決定を受けたものは、補助事業を完了したとき、事業終了後1月以内に次の書類を提出するものとする。

- (1) 商工会・商店街等活性化支援事業補助金実績報告書（様式2）
- (2) 事業決算書（様式2-1）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出があったときは、市長は直ちに確認しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の交付決定を受けたものは、前条の規定による確認を受けた後に補助金を請求することができる。

2 ただし、特別の事情がある場合は、事業の完了前において補助金を請求することができるものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金交付決定の通知を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。

- (2) 補助を受けることについて不正な行為があったとき。
- (3) その他補助することが不相当と認められる事実があったとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(商工会・商店街パワーアップ事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 商工会・商店街パワーアップ事業補助金交付要綱は、廃止する。
(商工会・商店街等活性化支援事業補助金交付要領の廃止)
- 3 商工会・商店街等活性化支援事業補助金交付要領は、廃止する。
(経過措置)
- 4 この要綱の施行日の前日までに、改正前の商工会・商店街パワーアップ事業補助金交付要綱及び商工会・商店街等活性化支援事業補助金交付要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。